

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号	
不利益処分の種類	とさつ場所、内臓等の取扱方法、汚物処理方法等の指示	根拠条項	第13条第3項	
処分基準	<p>知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、法第13条第1項及び第2項の規定により、と畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体するものに対し、とさつ解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。</p> <p>○法第13条第1項 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生労働省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獣畜(生後1年以上の牛及び馬を除く。)をとさつする場合</li> <li>2 獣畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができない状態に陥り、直ちにとさつすることが必要である場合</li> <li>3 獣畜が難産、産褥麻痺ひ又は急性鼓張症その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、直ちにとさつすることが必要である場合</li> <li>4 その他政令で定める場合</li> </ol> <p>○法第13条第2項 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。ただし、前項第1号又は第4号の規定によりと畜場以外の場所においてとさつした獣畜を解体する場合は、この限りでない。</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 食肉衛生検査所	交付機関 食肉衛生検査所